

株主各位

証券コード 6574
2024年1月23日

電子提供措置の開始日 2024年1月15日
東京都渋谷区桜丘町22番14号

株式会社コンヴァノ
代表取締役社長 上四元 絢

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.convano.com/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」、 「IRライブラリ」、 「株主総会関連資料」 を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6574/23080765/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「コンヴァノ」又は「コード」に当社証券コード「6574」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛、否のいずれかをご表示いただき、2024年2月6日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたく願ひ申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年2月7日（水曜日）午前11時30分
2 場 所	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト4階 渋谷ソラスト コンファレンス 4A (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。前臨時総会と同じ階ですが、会場が異なりますので、間違えの無いようお願い申し上げます。)
3 会議の目的事項	決議事項 第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件 第2号議案 取締役2名選任の件

以 上

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

第1号議案

第三者割当による募集株式の発行の件

本議案は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条の規定に従い、青木剛志氏（以下「割当予定先」又は「青木氏」といいます。）に対する募集株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）の必要性及び相当性について、株主の皆様のご意思確認をさせていただき、ご承認をお願いするものであります。また、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は会社法第205条第1項の契約に関する株主総会における決議を兼ねるものであります。

なお、本議案に基づく募集株式の発行は、本議案が原案通り承認可決されることをその条件としております。

1. 募集株式の発行内容

(1) 発行株式の種類・数	普通株式 2,060,000株
(2) 払込価額	1株 500円
(3) 払込価額の総額	1,030,000千円
(4) 増加する資本金 及び資本準備金の額	資本金 1株につき250円（総額515,000千円） 資本準備金 1株につき250円（総額515,000千円）
(5) 払込期日	2024年2月8日
(6) 募集の方法	第三者割当による新株発行
(7) 割当予定先 及び割当予定株式数	青木剛志 普通株式 2,060,000株

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

当社は、2023年11月24日付で公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項の開示」（以下「第2次中期経営計画」といいます。）に記載の通り、2033年3月期までの向こう10年で目指す長期的なビジョンとして「1億人の日常を、指先から豊かにする」の理念の下、①ネイル文化の普及を牽引するリーディングカンパニーとして、売上規模150億円へ成長しネイル業界を代表する企業となること、②ネイルサロンで圧倒的No.1として1店舗当たりの収益性が国内トップクラスに成長する仕組みを構築すること、③ネイル業界で働く人々の暮らしを豊かにするために、業界で働く方々の経済的・社会的豊かさを向上させ、個人成長や自己実現を応援し、個人と企業が共存できる循環モデルを創ることを目標に設定させていただきました。

また、この長期的なビジョンの実現に向けた第一歩として、直近3年間の2025年3月期から2027年3月期

までを事業再構築フェーズと認識し、将来の飛躍的成長に向けた事業・経営基盤の確立のために足元の利益より、成長のための投資を優先するという基本方針を定め、具体的な経営戦略を第2次中期経営計画として明文化し、取り組むべき経営課題として、①本社の専門人材の不足、デジタル化の遅れ、②新規お客様獲得力における他社掲載媒体への依存、③店舗オペレーションシステムやデータ分析システムの老朽化、④店舗老朽化やCS体制の不足による顧客満足度の低下、⑤ネイリスト不足による機会損失の増加、⑥サービスのスピードと効率性重視による低単価な顧客単価と市場競争の激化、⑦資金繰りおよび財務健全性の改善を掲げております。

これを受けて、当社は、経営課題の解消に向けた施策の実施にあたって、新規で採用する従業員の給付費用として94百万円、店舗補修費用120百万円、広告によるブランド構築費用として60百万円、社内システム・ITインフラの構築及びDX推進費用として244百万円、借入金の返済として500百万円の支出が必要になると判断し、本第三者割当増資を実行することを決定いたしました。

(2) 資金調達の方法として第三者割当を選択した理由

当社は、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが現在の当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。また本第三者割当増資の実施を決定するまでに、その他の様々な資金調達手法についても比較・検討を行いましたが、以下の理由から今回の資金調達方法として適当でない判断しております。

① 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すれば困難であり、証券会社の引受審査等、検討や準備等にかかる時間も長く、実施の可否もその時点での株価動向や市場全体の動向に左右されるところ、一旦実施のタイミングを逃すと、決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係上、数ヶ月程度後ろ倒しになることも多いことから、柔軟性が低く、資金調達の機動性に欠けるため適切でない判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、当社の資金需要の額に応じた資金調達が実現されるか困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

③ 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。万が一、資金手当てができなかった場合にはデフォルトを起こすリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまでに利息負担が生じることにもなることから、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

④ 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換完了までに交付される株式総数が確定しないため、株価に対する影響を考慮し、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資

コミットメント型においては、引受手数料のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。ノンコミットメント型においても、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を獲得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でない判断いたしました。

⑥ 金融機関からの借入や社債による調達

低金利が継続する現在の環境下においては、比較的低コストで負債による調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達については今後も引き続き検討対象となり得るものの、通常、借入や社債、劣後債による資金調達においては、収益の安定性や担保力、現在の収益力等が重視され金利等の発行条件が決定される傾向にあり、実際の調達には困難が伴い、また資本増強も目的としている中で、当社の負債を増加させる方法による資金調達は望ましくないと考えられるため、今回の資金調達方法として適当ではない判断いたしました。

3. 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資により発行する本新株式の払込金額につきましては、割当予定先との協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前30取引日間（2023年10月11日から2023年11月22日まで）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均値549円（円未満四捨五入。終値平均値の計算について以下同じです。）の91.0%に相当する金額である500円としました。

取締役会決議日の直前30取引日間の当社普通株式の東京証券取引所における終値平均値の91.0%を採用することとしたのは、払込金額を原則として取締役会決議の直前取引日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠して、ディスカウント率を10%以内とする方針を取りつつ、当社普通株式の株価が直近において下落傾向にあることを踏まえて、割当予定先との間で合意可能な一定期間における株価水準を採用することが妥当であると判断されたことが挙げられます。当社は、公正な払込金額を決定する上で、直前取引日という特定の日の株価を使用することに代えて、取締役会決議日の直前30取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値という平準化された値を参考とすることにより、一時的な株価変動の影響などの特殊要因（2023年11月14日に公表した「業績予想の下方修正に関するお知らせ」の前後において、終値が583円（同月14日）から483円（同月15日）へと下落したこと等）を排除できると判断致しました。他方で、当社の市場株価が取締役会決議日の3ヶ月前の時点で既に下落傾向にあった（取締役会決議日の3ヶ月前である2023年8月24日における終値が655円、1ヶ月前である同年10月24日における終値が560円、前取引日である同年11月22日における終値が471円である）ことを踏まえると、現在時点の公正価格を判断するにあたり、直前30取引日間よりも長い直前3ヶ月間の終値平均値を参考とすることは、直近時点の株価との乖離が大きく、直前30取引日間の平均株価を採用することに比べて算定根拠として客観性が低いと判断しております。なお、当社としては、当社及び少数株主に有利となるよう直前3ヶ月間の終値平均値を参考とすることを割当予定先に対して提案し、交渉しましたが、割当予定先との間でその旨を合意することができませんでした。以上の経緯により、本第三者割当増資により発行する本新株式の払込金額を500円とする旨割

当予定先と当社間で合意したものであります。

なお、本第三者割当増資により発行する本新株式の払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日（2023年11月22日）の終値である471円に対して6.2%のプレミアム、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日（2023年11月22日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である531円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して5.8%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である602円に対して16.9%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である634円に対して21.1%のディスカウントとなる金額です。

以上のことから、当社は、本第三者割当増資に係る払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本第三者割当増資に係る払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本第三者割当増資につき決議いたしました。また、当社の監査役からも本第三者割当増資に係る払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

4. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により割当予定先に対して割り当てられる本新株式の数は2,060,000株であり、同株式に係る議決権の数は合計20,600個であるため、本第三者割当増資前の当社の発行済株式総数2,271,560株（2023年9月30日現在）に対する比率は90.7%、同日現在の当社の議決権総数22,703個（2023年9月30日現在）に対する比率は90.7%となり、当社株式に大規模な希薄化が生じます。しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、経営課題の解消に向けた施策の実行の必要性が高いと考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となり、親会社以外の支配株主の異動が生じる予定であるため、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、当社の経営から独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を取得するため、当社の経営者及び割当予定先から一定の独立性を有する者として、当社と利害関係のない有賀知哉氏（当社社外取締役）、中川信男氏（当社社外監査役）、谷口哲一氏（当社社外監査役）及び橘隆造氏（当社社外監査役）の4名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者委員会に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を求めました。その結果、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められる旨の意見を得ております。

5. 割当予定先について

(1) 割当予定先の概要及び選定理由

青木氏は、2023年6月の当社株式公開買付けの結果、当社の筆頭株主となっております。青木氏は、医師や看護師の採用や教育の困難さから多院展開が難しいとされる美容医療業界で、WEB・SNS を活用した採用や割当予定先の美容医療に対する知見により、自らを理事長として2016年9月に医療法人社団創志会、2018年

2月に医療法人創青会、2018年12月に医療法人創喜会、2020年9月に医療法人社団創彩会を設立し、2023年3月末時点で全国に85院を展開しているとのことです。

当社は、2023年9月より実施された各金融機関様との協議結果に基づく借入金返済の必要性、及び、第2次中期経営計画の策定過程で認識した経営課題解決に向けた成長投資の必要性を踏まえ、2023年10月13日に、青木氏に対して本第三者割当増資の必要性の説明及び総数引受の要請をしたところ、経営課題解決のための施策の実行の必要性が高いことをご理解いただき、株主総会による決議を要件として、本第三者割当の総数引受けについて応諾を頂きました。

以上の経緯により、当社は、本第三者割当増資の割当予定先として青木氏を選定いたしました。

(2) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が、本第三者割当増資により取得する本新株式を中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。また、本第三者割当増資及び2023年6月の公開買付けは、純投資を目的とするものであり、割当予定先が取得した当社株式について、現時点で具体的な売却の予定はなく、純投資目的で取得する株式等の投資期間を事前に定めていないため、具体的な売却予定時期の想定もないとのことですが、割当予定先及び当社にとって最適な時期に最適な方法で売却等を行うことを企図しているとのことです。売却方法については、市場への影響等を勘案しながら、割当予定先及び当社にとって最適な時期に最適な方法で売却する方針であるものの、現在、具体的に決定している事項はないとのことです。

また、当社は、本第三者割当増資について、割当予定先が払込期日（本第三者割当増資に係る払込みがあった日をいい、以下「本払込期日」といいます。）から2年を経過するまでの間にその保有する当社株式を第三者に譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(3) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本第三者割当増資を引き受けるにあたり、割当予定先個人の銀行口座の写し（2023年10月24日時点）をもって確認し、本第三者割当増資にかかる払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

(4) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、割当予定先の親族、近隣者又はその他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認しております。また、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、割当予定先が反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。

さらに、当社は、割当予定先が反社会的勢力であるか否か及び割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、専門の第三者調査機関である株式会社トクチャー（所在地 東京都中央区日本橋大伝

馬町11番8号フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役 荒川一枝)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先が反社会的勢力である又は割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

その結果、当社は、割当予定先は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

(5) 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

① 特定引受人の氏名又は名称及び住所	氏名：青木 剛志 住所：福島県郡山市
② 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	31,308個
③ 上記②の募集株式に係る議決権の数	20,600個
④ 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	43,303個
⑤ 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由	上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。
⑥ 上記⑤の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。
⑦ 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の意見	2023年11月24日開催の当社取締役会において、当社監査役3名全員（会社法上の社外監査役3名）が、当社の現状の財務状況や、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金を確保する必要性等に鑑みれば、本件規模の増資による必要かつ適切であり、また、一定期間内に目的を確実に達成するためには会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当増資によることが有効な手段であるとの判断は合理性が認められる旨の意見を口頭で表明しております。

第2号議案**取締役2名選任の件**

当社は、2023年12月21日付け「（修正）「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会付議議案の決定に関するお知らせの」一部修正（議案の追加）について」においてお知らせいたしましたとおり、同日開催の取締役会において、本臨時株主総会にて取締役2名の選任を議案とする旨を決議いたしました。

なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	はもり こうへい 羽森 綱平	—	新任
2	いたか つとむ 位高 力	—	新任

候補者番号

1



は もり こう へい
羽 森 綱 平

新任

生年月日

1977年11月21日

所有する当社の株式数

候補者番号

2



い た か つ と び
位 高 力

新任

生年月日

1978年2月7日

所有する当社の株式数

略歴、地位及び担当

2000年10月 株式会社ユニクロ 入社
2019年 8月 同 カナダ事業 営業部長
2022年 8月 株式会社イー・ロジット 常務取締役 COO
2023年12月 株式会社メディカルフロンティア 上級執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社メディカルフロンティア 上級執行役員

取締役候補者の選任理由

羽森綱平氏は、グローバルに展開するアパレル企業等での、店舗管理、人材育成、オペレーション設計等の長年にわたる経験から得た、店舗ビジネスにおける幅広い領域に豊富な知見を有しております。これまで外部専門家として、当社のネイル事業におけるSV及びネイリスト人材の採用、教育、店舗マネジメント等について、課題や改善に関する支援を委託しておりました。第2次中期経営計画の実現のために、当社のこれまでの強みを生かしつつ、組織の変革を進めるためにも、同氏が当社の取締役として適任であり、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位及び担当

2004年11月 おいしい厨房（現 株式会社おいしい厨房）個人創業
2006年12月 同 代表取締役（現任）
2012年12月 株式会社SMIジャパン 代表取締役
2021年10月 株式会社Cathy Attractive 代表取締役

重要な兼職の状況

株式会社おいしい厨房 代表取締役

取締役候補者の選任理由

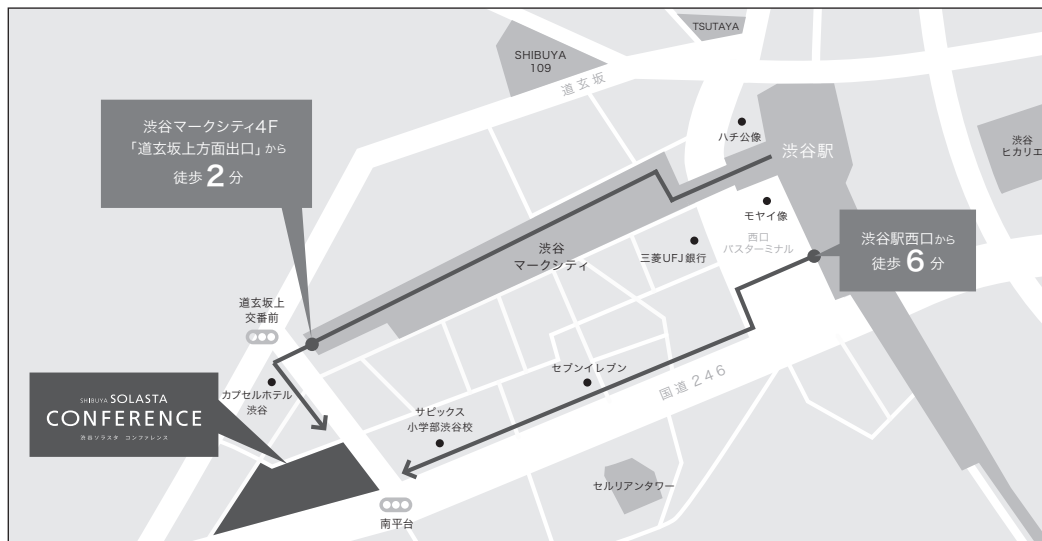
位高力氏は、情報システム領域のコンサルティング企業を経営し、これまで多くのクライアントに対してITインフラの設計構築、基幹システムの開発運用、業務システムの導入保守等のサービスを提供し、これらの領域に豊富な知見を有しております。また2023年より外部専門家として、当社のシステム領域の課題整理や改善策の策定を委託しておりました。第2次中期経営計画の実現のために、当社のITインフラ・DXの改革を進めるためにも、同氏が当社の取締役として適任であり、職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額当社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタ コンファレンス 4A

アクセス

JR・各線「渋谷」駅 西口より徒歩6分
渋谷マークシティ4階「道玄坂上方面出口」から
徒歩2分

※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



本社所在地：
東京都渋谷区桜丘町22番14号